信州やまなみ国スポ・全障スポ千曲市企業協賛取扱要項

１　趣旨

この要項は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「国スポ等」という。）において、信州やまなみ国スポ・全障スポ千曲市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する企業協賛（以下「協賛」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

２　対象者

協賛の対象者は、企業・団体（以下「企業」という。）とし、個人は対象にしないこととする。

３　受付期間

令和８年 12 月１日（火）から令和 10 年４月 28 日（金）までとする。ただし、受付状況等を踏まえ、必要に応じて変更することができることとする。

４　実施方法

（１）協賛の受付窓口は、実行委員会事務局とする。
（２）協賛の方法は、提供又は貸与とする。
（３）協賛の申込みは、協賛申込書により行う。
（４）協賛の受入れの決定は、実行委員会が行う。
（５）協賛を受領したときは、協賛受領書を協賛者に交付する。
（６）協賛に係る搬入、据付、撤去、手続き等の役務及びその費用は、原則として協賛者が負担する。

５　協賛の形態

（１）物品協賛
　　広報用物品、運営用物品、歓迎装飾用物品等の提供
（２）広告協賛
　　実行委員会が実施する広報活動への支援
（３）施設協賛
　　企業が所有する施設等の提供又は貸与による支援
（４）その他協賛
　　前各項に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めるもの

６　協賛として受入れないもの

（１）国スポ等の大会趣旨に反するもの
（２）法令等に違反するもの
（３）公の秩序又は良俗を乱す恐れがあると認められるもの
（４）青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの

（５）政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
（６）千曲市税に未納がある企業からの協賛と認められるもの
（７）前各項に掲げるもののほか、実行委員会が適当でないと認めるもの

７　協賛への謝意
実行委員会は、協賛に対して別に定めるところにより謝意を示すこととする。

８　協賛の特典
実行委員会は、協賛の対価として、別に定める特典を付与することとする。

９　様式
この要項に規定する協賛申込書、協賛受領書その他必要な様式は、事務局長が別に定める。

10　補則
この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附　則
この要項は、令和８年８月 20 日から施行する。